

専門職相談

相談無料
予約制

弁護士による
成年後見相談

毎月第3木曜日 13:00~14:00
(※1人1時間)

司法書士による
成年後見相談

毎月第2・第3水曜日 13:00~16:00
(※1人1時間)



司法書士による
終活相談

毎月第2・第3火曜日 13:00~15:00
(※1人1時間)

高齢者・障がい者の虐待に関すること

高齢者・障がい者の虐待に関する通報、届出を受付し、ご本人や家族に寄り添い、関係機関と連携して適切に対応します。

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
厚木市権利擁護支援センター
あゆさぼ

〒243-0018 厚木市中町1-4-1
厚木市保健福祉センター4階

お問合せ ☎046-225-2939

FAX 046-225-3021

メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

◆電車でお越しの方
小田急電鉄小田原線
本厚木駅下車
東口より徒歩約5分

◆車でお越しの方
東名厚木道路
厚木インターから約10分
※保健福祉センターの駐車場は身体障
がい者専用となります。お車でお越しの際
は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

*当センターは厚木市からの委託を受け、
厚木市社会福祉協議会が運営しています。



講座や研修会など、あゆさぼからの情報は
ホームページ・Facebook に随時掲載します♪
URL: <https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp/>



令和6年4月

厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ

あゆさぼにお任せください!

- 成年後見制度のご相談
- 権利擁護のご相談
- 虐待通報の窓口



☎ 046-225-2939

月曜日~金曜日 8:30~17:15
(祝日及び年末年始は除く)

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会



あゆさぼの紹介
記事を掲載中♪

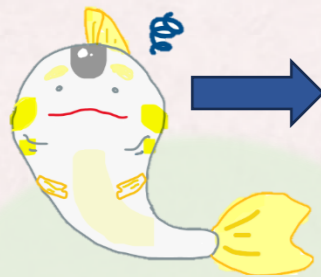
成年後見制度とは？

認知症や障がいなどの病気により、一人で決めることに不安や心配がある人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等がご本人の権利や財産を守り、意思決定を支援する制度です。

成年後見制度には判断能力が衰えてから利用する「**法定後見制度**」と将来の判断能力が衰えた時に備える「**任意後見制度**」の2つの制度があります。

法定後見制度

契約書の内容が分からない…
ATMの暗証番号を忘れる…
困ったなあ



あゆさぼへ相談を♪

困りごとや心配ごとを聞きながら、成年後見制度の利用検討を含め、ご本人にとって一番良い支援方法を検討します。

利用の準備をしよう

権利擁護支援チームの構築

ご本人を中心に地域、福祉、医療の関係者などが協力して見守るチームを構築し、ご本人の意思や価値観を把握しながら支援をします。

専門職との連携

必要に応じて専門職に相談をしながら支援を検討していきます。アドバイザーの派遣（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）や、専門職相談があります。



申立準備

本人の意向確認

候補者の選定

家裁へ申立て

ご本人が住んでいるところの家庭裁判所に「**申立て**」を行います。
※原則、住民票の所在地を管轄する家庭裁判所に申立てを行います。

☆申立てができる人は本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等です。

あゆさぼの役割♪

申立てに関する相談や、申立て書類作成の支援を行っています。

☆「本人情報シート」を福祉関係者等が作成し、「診断書」を主治医に依頼します。判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の類型に分けられます。

☆類型が「保佐」「補助」の場合は、ご本人の状況により代理権、同意権を付け加えることができます。

☆後見人等の候補者を決めます。最終的には家庭裁判所が個々の事情を考慮し決定しますが、申立て時に候補者を立てることができます。後見人等は専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、親族、法人、市民後見人が選ばれることもあります。

あゆさぼの役割♪

専門職を交えて、ご本人にとって適切な後見人等を検討する「候補者調整会議」を設けています。個々の事情を考慮し、適切な候補者についての助言をすることができます。

あゆさぼでは、ご本人の気持ちを第一に、様々な視点から成年後見制度の利用を検討した上で、よりよい方法を提案しています。**まずはご相談を♪**

任意後見制度

将来認知症になるかもしれないし、できなくなった時に備えて、今のうちに準備をしておこう！

あゆさぼへ相談を♪

任意後見制度以外にも、元気なうちから準備ができる様々な制度があります。



何かあった時、あなたにお願いしたい！



誰にどのようなことお手伝いしてもらうのかを決めて、支援してくれる人（任意後見受任者）と公証役場で任意後見契約を締結します。

判断能力が衰えた時に家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てをします。
★申立てができる人
本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等

家庭裁判所

監督人

任意後見監督人が選任され、任意後見が始まります。

後見人等が就いてからも、ご本人の意思を確認しながら関係機関と連携し、支援を行います。

あゆさぼではこのようなことも行います。

- ☆講座・研修会の開催
- ☆後見人等（親族、専門職）からの相談
- ☆担い手の育成（法人後見、市民後見人の育成）